

令和5年度

造林事業標準単価表

(特殊地拵造林・改良)
(ポット苗)

令和6年3月1日

香川県環境森林部森林・林業政策課

令和5年度造林事業標準単価の適用基準

I 施行形態区分による標準単価の適用

区 分	適 用
自 力	森林所有者が森林組合等へ施業の委託を行わず、自己の労務等で実施する場合
受 託	森林組合等が森林所有者から施業の委託を受けて実施する場合
請 負	市町等が森林組合等と請負（委託）契約により実施する場合 ただし、施業委託による場合は、上記「受託」区分を適用

II 施業区分による標準単価の適用

(1) 特殊地拵造林

区 分	適 用	備 考
小径木	当該森林の立木の蓄積が、1haあたりおおむね30m ³ 以上80m ³ 以下で、小径木が大部分を占める森林において、立木を伐倒・除去し、その跡地に人工造林を行う場合	植栽本数は1ha当たり3,000本を上限とする。

①小径木(1ヘクタール当たりおおむね30立方メートル以上80立方メートル以下)の確認方法
10m×10mのプロット内の主林木の平均蓄積量(立木幹材積表<S45.3 林野庁>)から求めること。

区 分	プロット数	適 用
～1.0ha	1箇所以上	
1.0ha～10.0ha	2箇所以上	
10.0ha～	3箇所以上	

(2) 改良

区 分	適 用	備 考
改良A	松林において、除伐、間伐の一連の施業を行う場合	
改良B（間伐無）	松林において、地拵え、地表かき起こしの一連の施業を行う場合	
改良B（間伐有）	松林において、間伐、地拵え、地表かき起こしの一連の施業を行う場合	
改良D ①型	シイタケ原木林において、刈払い、不用萌芽の除去の一連の作業を行う場合	
改良D ②型	シイタケ原木林において、地拵え、植栽等の一連の作業を行う場合	

Ⅲ 社会保険料等について

社会保険料等は、現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。）並びに退職金共済制度（林業退職金共済制度（林退共）、建設業退職金共済制度（建退共）、中小企業退職金共済制度（中退共））の掛金とする。

施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職共済制度）の加入状況に応じ、表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、表2に示す加算率を適用する。

（表1）

社会保険等		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

（表2）

平均点数	加算率
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

令和5年度造林事業標準単価一覧

1ha当たり

施業名	区分	適 用	雇用 形態	自力	受 託				請 負			
					3%	10%	13%	18%	3%	10%	13%	18%
特殊地拵造林	小径木	ヤマザクラ 2,000本	有		3,025,000	3,196,000	3,269,000	3,391,000	3,180,000	3,359,000	3,436,000	3,564,000
			無	2,439,000	2,513,000	2,683,000	2,757,000	2,879,000	2,641,000	2,821,000	2,897,000	3,026,000
		ヤマザクラ 2,500本	有		3,462,000	3,658,000	3,742,000	3,881,000	3,624,000	3,828,000	3,916,000	4,062,000
			無	2,792,000	2,876,000	3,071,000	3,155,000	3,295,000	3,010,000	3,215,000	3,302,000	3,448,000
		ヤマザクラ 3,000本	有		3,899,000	4,120,000	4,214,000	4,371,000	3,944,000	4,167,000	4,262,000	4,421,000
			無	3,145,000	3,239,000	3,459,000	3,553,000	3,711,000	3,276,000	3,499,000	3,594,000	3,753,000